

令和8年4月から

# 加齢性難聴の方に 補聴器購入費を助成します



## 対 象

- 65歳以上の方
- 市内に在住の方(住民票あり)
- 市税の滞納がない方
- 聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満の方
- 補聴器相談医により補聴器装用が必要と言われた方
- 過去に本制度の助成を受けたことがない方

※その他要件あり

## 助成金額

認定補聴器専門店で購入する補聴器購入費の1/2以内(**上限30,000円**)

※認定補聴器専門店

→公益財団法人テクノエイド協会の認定を受けた補聴器の販売店です。

(公益財団法人テクノエイド協会HP:<https://www5.techno-aids.or.jp/index.php>)

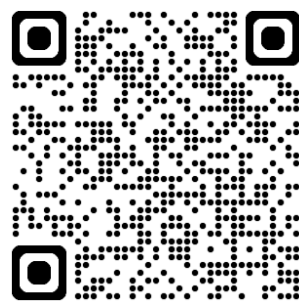
助成金の交付決定より前に購入した補聴器は**助成対象外**です。

## 申請窓口

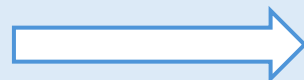
- ① はーとふるプラザ袋井 (市総合健康センター)1階  
健康長寿課 地域包括ケア推進係  
(住所:袋井市久能2515-1)
- ② 袋井市役所1階 保険課 介護認定係  
(住所:袋井市新屋一丁目1-1)
- ③ 浅羽支所1階 市民サービス課 市民サービス係  
(住所:袋井市浅名1028)

## 詳 細

市HPはこちら



申請の流れ(裏面)



# 申請の流れ

## 補聴器相談医に受診

STEP

1

補聴器相談医 ※① に受診し、耳の聞こえの相談をします。

医師が補聴器の装用により日常生活において効果がみられると診断される場合は、補聴器適合に関する診療情報提供書を作成してもらいます。(受診や診療情報提供書に係る経費は自己負担)



※①市内の補聴器相談医

林泰広医師(袋井市立聖隷袋井市民病院)、森本雅太医師(森本耳鼻咽喉科)、  
新木五月医師(新木耳鼻咽喉科)、疋田由美子医師(ひだまり耳鼻咽喉科)

## 認定補聴器専門店に相談

STEP

2

認定補聴器専門店 ※② にて、診療情報提供書を提出していただき、補聴器の見積書を作成してもらいます。

また、認定補聴器専門店で申請書とアンケート調査票を記入します。

※②市内の認定補聴器専門店

理研産業補聴器センター袋井店、エレガンス時正堂泉町本店、  
時計メガネ宝石補聴器のオガワ



## 申請書類の提出

STEP

3

申請に必要な書類を用意して、総合健康センター健康長寿課(袋井市役所1階保険課、浅羽支所1階市民サービス課も受付可)に提出します。

(申請に必要な書類)

- 申請書
- 補聴器適合に関する診療情報提供書の写し
- 認定補聴器専門店が作成した補聴器の見積書(写し可)
- アンケート調査(補聴器使用前)